

令和 6 年 1 1 月鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会
(全体の日程) (案)

令和 6 年 11 月 27 日 (水)

日 程	内 容	時 刻 等
	○議会運営委員会 (協議事項) ・ 本定例会の運営全般について ・ その他	12 : 30～ 第 3 会議室
日程第 1 日程第 2 日程第 3 日程第 4 日程第 5 日程第 6 日程第 7	●本会議 開会 ・ 諸般の報告 ・ 議席の指定 ・ 会議録署名議員の指名 ・ 会期の決定 ・ 議案第 11 号 ・ 報告第 2 号 } 一括議題 提案理由の説明 (管理者) ・ 組合事務一般に対する質問 ・ 議案質疑 議案第 11 号 決算審査特別委員会の設置～委員会付託 ～委員選任 ～休 憩～	13 : 00～ 議場
	常任委員会の開催 ○総務消防常任委員会 ・ 所管事務調査 ① 第 2 次鳥取県西部広域市町村圏計画 (実施計画) に係る 令和 5 年度事業の実績報告について ② 鳥取県西部広域行政管理組合公共施設等総合管理計画の 見直し (案) の策定について ③ 高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事 業について ○民生環境常任委員会 ・ 正副委員長の互選 ・ 所管事務調査 ① 第 2 次鳥取県西部広域市町村圏計画 (実施計画) に係る 令和 5 年度事業の実績報告について ② リサイクルプラザにおけるリチウム蓄電池等を起因とす る火災の防止に必要な設備整備 (案) について	※休憩中 議場

日 程	内 容	時 刻 等
	特別委員会の開催 ○決算審査特別委員会 ・ 正副委員長の互選 ・ 付託議案の審査 議案第 11 号 決算認定 (閉会中の継続審査に係る申し出) ○予算審査特別委員会 ・ 委員長の辞任について ・ 正副委員長の互選	常任委員会終了後 議場
日程追加	●本会議（再開） ・ 正副委員長選任報告 ・ 閉会中の継続審査について（議案第 11 号） 閉会中の継続審査の申し出の採決 閉会	特別委員会終了後 議場
	特別委員会の開催 ○ごみ処理施設等調査特別委員会 ① 新しい一般廃棄物処理施設（中間処理施設及び最終処分場） の建設候補地に対する地元対応の状況について	本会議閉会后 議場

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会委員選任名簿

資料 2

令和6年11月27日
議会運営委員会
議 会 担 当

○常任委員会及び議会運営委員会

令和6年10月28日現在

委 員 会 名	氏 名	委員の任期	役 職	備 考
総務消防常任委員会	山 路 有 (日吉津村)	令和7年8月31日	委員長	
	中 田 利 幸 (米子市)	"	副委員長	
	戸 田 隆 次 (")	"		
	岡 田 啓 介 (")	"		
	永 井 章 (境港市)	"		
	米 本 隆 記 (大山町)	"		
	中 原 信 男 (日野町)	"		
	三 好 晋 也 (江府町)	"		
民生環境常任委員会	土 光 均 (米子市)	令和7年8月31日		
	奥 岩 浩 基 (")	"		
	今 城 雅 子 (")	"		
	渡 辺 稔 爾 (")	"		
	森 岡 俊 夫 (境港市)	"		
	景 山 浩 (南部町)	"		
	勝 部 俊 徳 (伯耆町)	"		
	山 本 芳 昭 (日南町)	"		
議会運営委員会	奥 岩 浩 基 (米子市)	令和7年8月31日	委員長	
	米 本 隆 記 (大山町)	"	副委員長	
	今 城 雅 子 (米子市)	"		
	森 岡 俊 夫 (境港市)	"		
	山 路 有 (日吉津村)	"		

総務消防常任委員会 (定数 8 人)

民生環境常任委員会 (定数 8 人)

議会運営委員会 (定数 5 人)

請願・陳情の取扱い(案)

事務・審査の流れ	内 容	関 係 条 文
1 請願書・陳情書提出	提出期限は2週間前の正午(土日祝日含む) ・郵送も受け付ける。 ・記載事項 ①請願・陳情の趣旨 ②提出年月日 ③住所・氏名(署名又は記名押印) ④請願の紹介議員は、署名又は記名押印 * 請願と陳情の違いは、④の紹介議員のみ 【陳情書提出者に説明】 ・氏名、住所等を公表すること ・賛同議員があれば、委員会審査となること ・賛同議員の報告期限を伝え、賛同の有無の結果を連絡すること ・陳述希望があれば、委員会に諮るので、陳述できない場合があること (委員会が始まるまでの待機場所…第2会議室) ○受理した陳情は全て議員に配付し、賛同議員の申し出があったもののみ議題に供する。 ○陳情者への通知については、審査を行ったものはその結果を、議題に供さなかったものはその旨を理由につけて通知する。	請願 地方自治法第292条において準用する第124条、第125条 第124条 普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。 第125条 普通地方公共団体の議会は、その採択した請願で当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他の法律に基づく委員会又は委員において措置することが適当と認めるものは、これらの者にこれを送付し、かつ、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。 鳥取県西部広域行政管理組合議会会議規則 (請願書の記載事項) 第123条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印しなければならない。 2 請願者が法人の場合には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印しなければならない。 3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。 陳情 鳥取県西部広域行政管理組合議会会議規則 (陳情書の処理) 第129条 陳情書又はこれに類するもの(以下「陳情書等」という。)は、議長が受け付ける。 2 議長は、受け付けた陳情書等について、議員に配布する。 3 受け付けた陳情書等を議題に供する場合は、議会運営委員会に諮り決定するものとする。 4 前項の規定により議題に供することと決定した陳情書等については、請願書の例により処理するものとする。

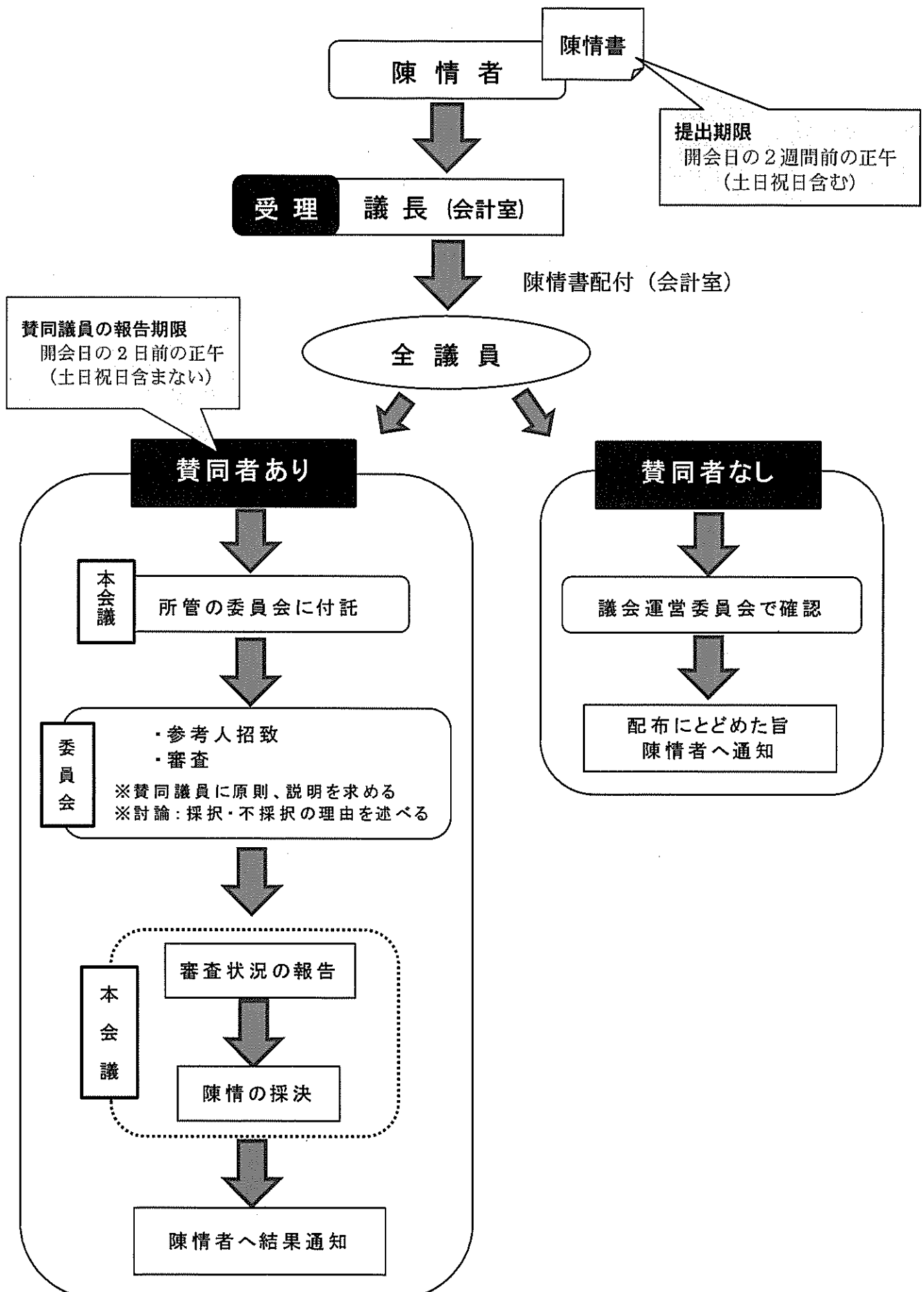
陳情賛同議員とは

- ・議長に提出された陳情に対し、その内容や趣旨に賛意を持ち、委員会での審査を経て、採択あるいは趣旨採択すべき陳情について、陳情に賛同する旨申し出る議員をいう。
- ・陳情賛同議員は、提出された陳情の内容や趣旨に賛同の意思表示を議長(議会担当)に申し出て、当該陳情の所管委員会において、陳情の内容や賛同した理由などの説明を行うものとする。ただし、陳情提出者が参考人として当該委員会に出席してその趣旨等を説明する場合、賛同議員は賛同した理由のみ説明するものとする。
- ・陳情賛同議員は、当該陳情が付託された所管委員会の委員であるか委員外議員であるかにかかわらず、陳情の内容あるいは賛同した理由を説明するものとする。
- ・委員は、陳情賛同議員に対し質疑することができ。
- ・陳情賛同議員は、継続審査となった陳情審査においても出席する。ただし、改めて陳情内容に賛同した趣旨を述べる必要はない。

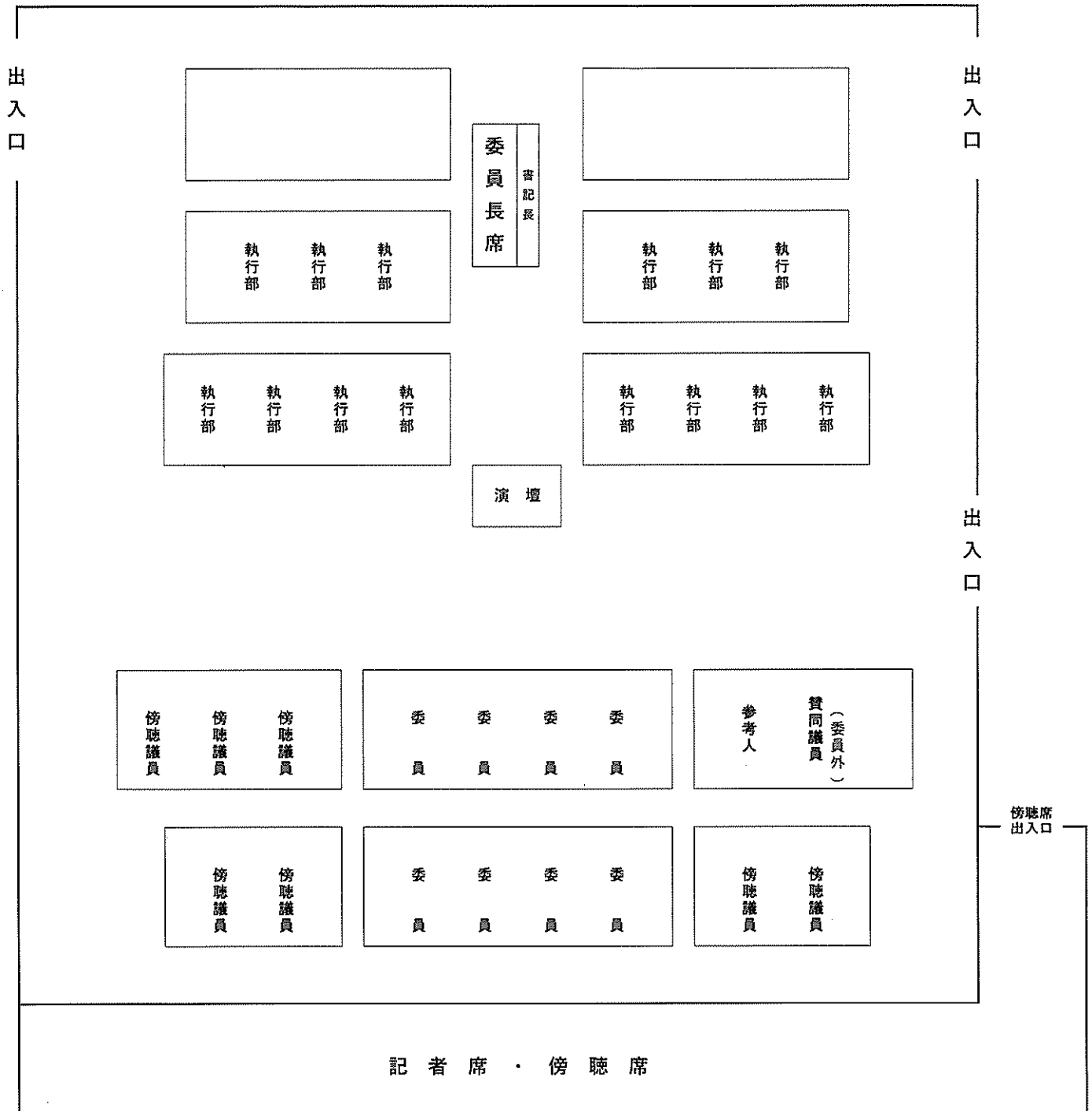
	事務・審査の流れ	内 容	関 係 条 文
2	陳情書の写しを議員に配付	・その都度、報告期限(開会日の2日前)の案内とともに議員へメール	
3	受理された「陳情一覧表」を議員に配付	議案等資料とともに送付(開会日の1週間前に送達) 個人: 地番は記載しない 団体: 団体名と代表者名のみ	
4	陳情賛同議員の報告	・報告期限までに議会担当(会計室)へ電話又はメールにて報告 ・報告期限は開会日の2日前の正午(土日祝日を含まない)	
5	陳情者へ連絡	賛同議員あり	・陳述希望の有無確認 ⇒委員会にて参考人招致を諮るが陳述できない場合があること、委員会開会まで待機時間があること等を説明 ・当日の日程と委員会の概ねの開会時間の案内 ・委員会出席要請文(参考人招致)を議長名で当日手渡し
		賛同議員なし	
6	12:30 議会運営委員会	・請願、陳情の委員会付託などについて確認 「請願・陳情文書」の配付(議席にも配付) 地番の表記なし。団体は、団体名と代表者名のみ。 ・当日の会議日程、議案及び陳情等の委員会付託などについて確認する。	鳥取県西部広域行政管理組合議会会議規則 (請願文書表) 第124条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。 2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。 3 請願者数人連署のものはほか何人とも、同一議員の紹介による数件の内容同一のものはほか何件と記載する。

事務・審査の流れ	内 容	関係条文
7 13:00 本会議	所管委員会へ付託 特別委員会に付託する場合は議決により行う ・配付資料 請願・陳情文書表 個人：地番の表記なし 団体：団体名・代表者名のみ	
8 委員会 審査順 ↓ 陳情 ↓ 議案 ↓ 調査事項	○参考人(提出者)招致を諮る ↓ 参考人入場・席は議員傍聴席(議場入口側の前列) ○審査 ・参考人説明(自席) ・参考人に対する質疑 ・陳情賛同議員説明(自席) 連やかに対応するため、所属委員以外の賛同議員は傍聴する。 席は参考人の隣。 ・陳情賛同議員に対する質疑 ・ほか質疑 ・討論(全委員による採決に向けた賛成討論もしくは反対討論) ・採決(採択、不採択) ・参考人、所属委員以外の賛同議員退席 ※参考人招致がある場合は、従来の委員会の開催順(総務・消防→民生・環境)を変更する	鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例 (参考人) 第28条 委員会は、法第105条第5項において準用する法第115条の2第2項の参考人(以下「参考人」という。)の出頭を求めようとするときは、議長を経なければならぬ。 2 前項の場合においては、議長は、当該参考人に対し、その出頭を求める日時及び場所並びにその意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。 3 前3条の規定は、参考人について準用する。
9 (休憩中) 概ね30分～40分程度	・議会担当職員が採決結果の理由を集約し、委員長報告を作成の上、正副委員長、各委員が確認	
10 本会議	・委員長報告 ・委員長報告に対する質疑 ・討論 ・採決	
11 提出者へ審議結果通知	議長名で審議結果を通知	

陳情の取扱いについて



議 場



会 議 規 則 対 照 表

鳥取県西部広域行政管理組合	米子市議会会議規則 (R6.4.1 改正)	標準市議会会議規則 (最終改正 R6.2.8)	備 考 () は全国市議会議長会解説
目次 第1章～第11章 [省略] 第12章 辞職及び資格の決定(第139条～第140条の4) 第13章～第17章 [省略] 第18章 雑則 (第163条～第165条) 附則	目次 第1章～第17章 [省略] 第18章 雑則 (第128条～第130条) 附則	目次 第1章～第8章 [省略] 第9章 補足(第167条の2～第168条) 附則	
(会期中の閉会) 第6条 会議に付された事件を全て議了したときは、会期中でも、議会の議決で閉会することができる。	(会期中の閉会) 第7条 会議に付された事件を全て議了したときは、会期中でも、議会の議決で閉会することができる。	(会期中の閉会) 第7条 会議に付された事件を全て議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。	
(会議時間) 第8条 [省略] 2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。	(会議時間) 第9条 [省略] 2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。	(会議時間) 第9条 [省略] 2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員〇人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つてはかゝる決める。	*米子市議会会議規則改正に合わせる (第2項)議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つてはかゝる決める。
3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の他の特に必要なと認めるときは、会議時間を変更することができる。	3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の他の特に必要なと認めるときは、会議時間を変更することができる。	3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の他の特に必要なと認めるときは、会議時間を変更することができる。	*米子市議会会議規則改正に合わせる (第2項)議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つてはかゝる決める。
4 [省略]	3 4 会議の休憩中会議時間を過ぎたときは、会議の時間が自動的に延長されたものとする。 4 5 会議の開始は、号鈴で報ずる。	【新設】 【規定なし】 4 会議の開始は、号鈴で報ずる。	【新設】 【規定なし】 4 会議の開始は、号鈴で報ずる。
(休会) 第9条 [省略] 2-3 [省略] 4 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により適用する同法(以下「適用地方自治法」という。)第114条第1項の規定 による請求があつた場合のほか、議会の議決があつたときは、議長は、休会の日であっても、会議を開かなければならない。	(休会) 第9条 [省略] 第9条 [省略]	(休会) 第10条 [省略]	地方自治法の規定は、原則「普通」地方公共団体について適用するものであり、本組合のような「特別」地方公共団体への適用については、同法第292条の規定により「普通」地方公共団体について定める規定を適用することとされているため、その適用する旨を明記することとし、その適用により適用する同法を「適用地方自治法」と定議するもの。

鳥取県西部広域行政管理組合	米子市議会会議規則 (R6.4.1改正)	標準市議会会議規則 (最終改正 R6.2.8)	解 説 等 () は全国市議会議長会解説
(出席催告) 第12条 準用地方自治法第113条ただし書に規定する出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所に、文書又は口頭をもって行う。	(出席催告) 第13条 [省略]	(出席催告) 第13条 [省略]	地方自治法の規定は、原則「普通」地方公共団体について適用するものであり、本組合のような「特別」地方公共団体への適用については、同法第292条の規定により「普通」地方公共団体について定める規定を準用することとされているため、その準用する旨を明記することとし、その準用により適用する同法を「準用地方自治法」と定義するもの
(議案の提出) 第13条 議員が、議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、準用地方自治法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。 2 [省略]	(議案の提出) 第14条 [省略]	(議案の提出) 第14条 [省略]	
(動議成立に必要な賛成者の数) 第15条 動議は、準用地方自治法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ、議題とすることができない。	(動議成立に必要な賛成者の数) 第16条 [省略]	(動議成立に必要な賛成者の数) 第16条 [省略]	
(修正の動議) 第16条 修正の動議は、その案を備え、準用地方自治法第115条の3の規定によるものについては所定の賛成者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。	(修正の動議) 第17条 [省略]	(修正の動議) 第17条 [省略]	
(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回) 第18条 会議の議題となった事件の撤回又は訂正及び会議の議題となった動議の撤回については、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。承認を要する。	(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回) 第19条 会議の議題となった事件の撤回又は訂正及び会議の議題となった動議の撤回については、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。承認を要する。	(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回) 第19条 会議の議題となった事件の撤回又は訂正及び会議の議題となった動議の撤回については、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。承認を要する。	* 米子市議会議長会規則改正に合わせる (第1項: ただし書き新設) 令和5年2月に全国市議会議長会が取りまとめた「標準市議会議会規則等の改正に関する報告」(以下「R4検討結果報告」という。))において、全国都道府県議会議長会・全国町村議会議長会(以下「全国議長会」という。)では「許可」となっていること、「許可」は法令又は行政行為における特定の行為の一般的禁止を特定の場合に解除し、適法にこれを行うことができるようにする行為を言うことから、「承認」を「許可」に改めることにすることとされたこと等から改正するもの。)
2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。	2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。	2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。	
3 委員会が提出した議案につき第1項の許可承認を求めようとするときは、委員会の許可承認を得て委員長から請求しなければならない。	3 委員会が提出した議案につき第1項の許可承認を求めようとするときは、委員会の許可承認を得て委員長から請求しなければならない。	3 委員会が提出した議案につき第1項の許可承認を求めようとするときは、委員会の許可承認を得て委員長から請求しなければならない。	

鳥取県西部広域行政管理組合	米子市議会会議規則 (R6.4.1 改正)	標準市議会会議規則 (最終改正 R6.2.8)	備考 () は全国市議会議長会解説
(投票) 第 28 条 議員は、議長の指示に従って、議員の点呼に応じて、順次、投票用紙を投票箱に投入する。	(投票) 第 29 条 議員は、議長の指示に従って議員の点呼に応じて、順次、投票用紙を投票箱に投入する。	(投票) 第 29 条 議員は、議長の指示に従って議員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。	* 米子市議会会議規則改正に合わせる (R4 検討結果報告において、全国議長の規定と同様に改正するもの(従来の議長の指示により議員が点呼する方法や投票箱に投入することを変更する趣旨ではなく、条文を簡潔で適切な表現に改正するもの)
(開票及び投票の効力) 第 30 条 [省略] 2・3 [省略] 4 投票の効力に係る準用地方自治法第 118 条第 6 項の規定による通知に關し必要な事項は、議長が定める。 【新設】	(開票及び投票の効力) 第 31 条 [省略] 2・3 [省略] 4 投票の効力に係る法第 118 条第 6 項の規定による通知に關し必要な事項は、議長が定める。 【新設】	(開票及び投票の効力) 第 31 条 [省略] 2・3 [省略] 4 投票の効力に係る法第 118 条第 6 項の規定による通知に關し必要な事項は、議長が定める。 【新設】	* 米子市議会会議規則改正に合わせる (第 4 項 [新設]) 法第 118 条第 6 項に「第 1 項の規定による決定は、文書を以てし、その理由を附けてこれを本人に交付しなければならない」とあるが、議会が行う通知については、地方自治法の改正により新設された第 138 条の 2 第 2 項の規定によりオンライン化が可能。その際、同項ただし書きに「総務省令で定める方式による表示をする場合に限る」とされ、第 2 号に「議会等の定めるところによる届出」とあることから、「議長が定める」と規定するもの)
(委員会の審査又は調査期限) 第 44 条 [省略] 2 前項の期限内に審査又は調査を終わらなかつたときは、第 38 条の規定にかかわらず、議会会議において審議することができる。	(委員会の審査又は調査期限) 第 45 条 [省略] 2 前項の期限内に審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第 39 条の規定にかかわらず、議会会議において審議することができる。	(委員会の審査又は調査期限) 第 44 条 [省略] 2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第 38 条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、議会会議において審議することができる。	* 米子市議会会議規則改正に合わせる (文理解釈上、審査期限の対象となるのは「審議」のみとなり、調査(事件)は対象とならない。審査の中に調査(事件)を含むと解することにも考えられるが、第 1 項において期限を付す対象を「審査又は調査」と規定しているにもかかわらず、第 2 項において「審査」のみを規定し、ここに「調査」が含まれると解することは無理があると思われるため、R4 年度検討結果報告において、第 2 項に「又調査」を追加すること、全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会との規定の統一を図るため「会議」を「議会」に改正するもの)

鳥取県西部広域行政管理組合	米子市議会会議規則 (R6.4.1 改正)	標準市議会会議規則 (最終改正 R6.2.8)	備考 () は全国市議会議長会解説
(委員会の中間報告) 第 45 条 [省略]	(委員会の中間報告) 第 46 条 [省略]	(委員会の中間報告) 第 45 条 [省略]	* 米子市議会会議規則改正に合わせる (第 2 項に基づく中間報告を臨時会で行うことの可否について、解釈上の疑義を解消するため「議会の承認を得て」を追加するもの)
2 委員会は、当該委員会における審査中又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。	2 委員会は、当該委員会における審査中又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。	2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。	
(動議の撤回) 第 76 条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長 ^{の許可を得なければならない。承認を要する。} の許可を得なければならない。承認を要する。	(動議の撤回) 第 69 条の 7 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。承認を要する。	(動議の撤回) 第 100 条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。承認を要する。	* 米子市議会会議規則改正に合わせる (第 19 条と同様に「承認」を「許可」に改正するもの)
(証人出頭又は記録提出の要求) 第 79 条 委員会は、運用地方自治法第 100 条第 1 項の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。	(証人出頭又は記録提出の要求) 第 73 条 [省略]	(証人出頭又は記録提出の要求) 第 104 条 [省略]	地方自治法の規定は、原則「普通」地方公共団体について適用するものであり、本組合のような「特別」地方公共団体への適用については、同法第 292 条の規定により「普通」地方公共団体について定める規定を準用することとされているため、その準用する旨を明記することとし、その準用により適用する同法を「準用地方自治法」と定義するもの
(所管事務の調査) 第 80 条 [省略] 2 前項の規定は、議会運営委員会が運用地方自治法第 109 条第 3 項の規定により調査をしようとする場合に準用する。	(所管事務の調査) 第 74 条 [省略]	(所管事務の調査) 第 105 条 [省略]	
(答弁書の配布朗読) 第 100 条 管理者その他の関係機関が、質疑に対し直ちに答弁し難い場合において、答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。職員にこれを朗読させる。	(答弁書の配布朗読) 第 78 条の 15 市長その他の関係機関が、質疑に対し直ちに答弁し難い場合において、答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。職員にこれを朗読させる。	(答弁書の配布朗読) 第 125 条 市長その他の関係機関が、質疑に対し直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。職員をして朗読させる。	* 米子市議会会議規則改正に合わせる (第 125 条を第 66 条同様に修正したことから見出しも「朗読」を「配布」に改めたもの。 第 66 条同様に「答弁書」については、文書等を前提とした規定のため、委員への配布を第 167 条の 2 によるオンライン化が可能となった。 また、検討会議での意見を踏まえ、答弁書の配布について本会議と委員会に差を設ける必要がないことから、本会議における答弁書の配布を規定した第 66 条と同様とした。)

鳥取県西部広域行政管理組合	米子市議会会議規則 (R6.4.1 改正)	標準市議会会議規則 (最終改正 R6.2.8)	備考 () は全国市議会議長会解説
(投票による表決) 第107条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。 2 前項の記名投票と無記名投票の要求が同時にあるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。	(投票による表決) 第78条の22 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。 2 前項の記名投票と無記名投票の要求が同時にあるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。	(投票による表決) 第132条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。 2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。	第107条は「投票による表決を行う場合」を、第108条は「投票による表決を行う場合のその方法」を定めるものであり、いずれも「投票による表決」について定めるものであることから、これらの条の見出しとしては、個別に見出しをすることはせず、第108条の見出しを削除し、第107条の見出しをこれらの条に共通する見出しとして用いることとするもの
(記名投票又は無記名投票による表決) 第108条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は「賛成」と、否とする者は「反対」と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。この場合において、記名投票の場合にあつては、委員の氏名を併記しなければならない。 2 [省略]	(記名投票) 第78条の23 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の背票を投票箱に投入しなければならない。 (無記名投票) 第78条の24 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は「賛成」と、問題を否とする者は「反対」と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。 2 [省略]	(記名投票) 第133条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の背票を投票箱に投入しなければならない。 (無記名投票) 第134条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。 2 [省略]	同上
(投票による表決) 第117条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員5人以上から要求があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採る。 2 前項の記名投票と無記名投票の要求が同時にあるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。	(投票による表決) 第83条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員5人以上から要求があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採る。 2 記名投票と無記名投票の要求が同時にあるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。	(投票による表決) 第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員○人以上から要求があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採る。 2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。	
(記名投票又は無記名投票による表決) 第118条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は「賛成」と、否とする者は「反対」と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。この場合において、記名投票の場合にあつては、議員の氏名を併記しなければならない。 2 [省略]	(記名投票) 第84条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の背票を投票箱に投入しなければならない。 (無記名投票) 第84条の2 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は「賛成」と、問題を否とする者は「反対」と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。 2 [省略]	(記名投票) 第72条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の背票を投票箱に投入しなければならない。 (無記名投票) 第73条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。 2 [省略]	

鳥取県西部広域行政管理組合	米子市議会会議規則 (R6.4.1改正)	標準市議会会議規則 (最終改正 R6.2.8)	備考 ()は全国市議会議長会解説
(選挙規定の準用) 第119条 第26条から第29条まで、第30条第1項から第3項まで、第31条第1項、第32条及び第33条までの規定は、前2条の規定により投票を行う場合について準用する。 - 議場の出入口閉鎖 第26条 - 投票用紙の配布及び投票箱の点検 第27条 - 投票 第28条 - 投票の終了 第29条 - 開票及び投票の効力 第30条 - 選挙結果の報告 第31条第1項 - 選挙に関する疑義 第32条 - 選挙関係書類の保存 第33条	(選挙規定の準用) 第85条 第27条から第34条までの規定は、前3条の規定により投票を行う場合について準用する。 - 議場の出入口閉鎖 第27条 - 投票用紙の配布及び投票箱の点検 第28条 - 投票 第29条 - 投票の終了 第30条 - 開票及び投票の効力 第31条 - 選挙結果の報告 第32条 - 選挙に関する疑義 第33条 - 選挙関係書類の保存 第34条	(選挙規定の準用) 第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条第1項から第3項まで、第32条第1項及び第33条の規定を準用する。 - 議場の出入口閉鎖 第27条 - 投票用紙の配布及び投票箱の点検 第28条 - 投票 第29条 - 投票の終了 第30条 - 開票及び投票の効力 第31条 - 選挙結果の報告 第32条第1項 - 選挙に関する疑義 なし - 選挙関係書類の保存 第33条	()は全国市議会議長会解説 表決に関する規定で、該当する条項をあてはめたもの ※第31条第2項 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならぬ。 →第31条第2項は、議会における選挙において議長がその当選人に当選の旨を告知することを定める規定であるが、投票による表決に当たっては、その結果を告知する個別かつ特定の相手が存在するものであることから、投票を行う場合について準用する選挙に関する規定のうちから、同項の規定を除外するもの
(諸願書の記載事項) 第123条 [省略] 2 諸願者が法人の場合には、邦文を用い、諸願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならぬ。 3 前2項の諸願を紹介する議員は、諸願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。 4 [省略] 5 諸願者が諸願書(会議の議題となつたものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の許可承認を得なければならない。 6 議員が諸願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。 【新設】	(諸願書の記載事項等) 第89条 [省略] 2 諸願者が法人の場合には、邦文を用い、諸願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならぬ。 3 前2項の諸願を紹介する議員は、諸願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。 4 [省略] 5 諸願者が諸願書(会議の議題となつたものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の許可承認を得なければならない。 6 議員が諸願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。 【新設】	(諸願書の記載事項等) 第139条 [省略] 2 諸願者が法人の場合には、邦文を用いて、諸願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。 3 前2項の諸願を紹介する議員は、諸願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。 4 [省略] 5 諸願者が諸願書(会議の議題となつたものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の許可承認を得なければならない。 6 議員が諸願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。 【新設】	*米子市議会議長会解説に合わせる (R4 検討結果報告において、第19条と同様に「承認」を「許可」に改正) *米子市議会議長会解説に合わせる (R4 検討結果報告において、閉会中S49.2.5 行政実例において、閉会中に議長が受理した諸願で未だ付議されていないものについて、これを紹介した議員は議長長の同意を得ればその紹介を取り消すことができ、この場合には取り消しの手続きを会議規則に規定するべきとされており、全国議長会(都道府県・町村)には既に規定があることから新設したものの)

鳥取県西部広域行政管理組合	米子市議会会議規則 (R6.4.1 改正)	標準市議会会議規則 (最終改正 R6.2.8)	備考 () は全国市議会議長会解説 見出しの変更 標準会議規則に合わせたもの
(請願文書表の作成及び配布) 第 124 条 [省略] (請願の委員会付託) 第 125 条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。議長において常任委員会及び議会運営委員会に付託する必要があると認めるときは、この限りでない。 2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。 3 [省略]	(請願文書表) 第 90 条 [省略] (請願の委員会付託) 第 91 条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。議長において常任委員会及び議会運営委員会に付託する必要があると認めるときは、この限りでない。 2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。 3 [省略]	(請願文書表の作成及び配布) 第 124 条 [省略] (請願の委員会付託) 第 141 条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要があると認めるときは、この限りでない。 2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。 3 [省略]	見出しの変更 標準会議規則に合わせたもの *米子市議会会議規則改正に合わせる (R4 検討結果報告において、全国議長会と同様に請願の特別委員会への付託が議長の専権事項ではなく、議案と同様に、議員の動議による付託が可能と解されるように変更すること、法第 109 条第 2 項(第 3 項)において「常任委員会(議会運営委員会)は、議案、請願等を審査する。」と規定されていることから、請願についても議案と同様に委員会に付託して審査することが原則であると考え、議案と同様に請願についても付託省略を議決によるよう変更することとされたことから、併せて整文したもの)
(請願の審査報告) 第 127 条 委員会は、付託された請願に係る審査の結果を、次に掲げる区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。 (1)・(2) [省略] 2 委員会は、必要があると認めるときは、付託された請願に係る審査の結果に、意見を付けることができる。 【新設】 3 委員会は、採択すべきものと決定した請願で、管理者その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することと認めるものについては、第 1 項前項の規定による報告にその旨を付記しなければならない。	(請願の審査報告) 第 93 条 委員会は、付託された請願に係る審査の結果を、次に掲げる区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。 (1)・(2) [省略] 2 委員会は、必要があると認めるときは、付託された請願に係る審査の結果に、意見を付けることができる。 【新設】 3 委員会は、採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することと認めるものについては、第 1 項前項の規定による報告にその旨を付記しなければならない。	(請願の審査報告) 第 143 条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。 (1)・(2) [省略] 2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。 【新設】 3 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することと認めるものについては、その旨を付記し、その旨を附記しなければならない。	*米子市議会会議規則改正に合わせる (R4 検討結果報告において、全国議長会と同様に、請願審査結果に意見を附することを義務としないこととするために、「意見を附け」を削除。) *米子市議会会議規則改正に合わせる (必要があるときに意見を付けることができるように改正するもの) *米子市議会会議規則改正に合わせる 文言の整理

鳥取県西部広域行政管理組合	米子市議会会議規則 (R6.4.1改正)	標準市議会会議規則 (最終改正 R6.2.8)	備考 () は全国市議会議長会解説
(公聴会の開催の手続) 第132条 準用地方自治法第115条の2第1項の公聴会(以下「公聴会」という。)を開く旨の議決があったときは、議長は、公聴会を開く日時及び場所並びに公聴会において意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。	(公聴会の開催の手続) 第98条 [省略]	(公聴会の開催の手続) 第78条 [省略]	地方自治法の規定は、原則「普通」地方公共団体について適用するものであり、本組合のような「特別」地方公共団体への適用については、同法第292条の規定により「普通」地方公共団体について定める規定を準用することとされているため、その準用する旨を明記することとし、その準用により適用する同法を「準用地方自治法」と記載するもの
(参考人) 第138条 準用地方自治法第115条の2第2項の参考人(以下「参考人」という。)の出頭を求める旨の議決があったときは、当該参考人に対し、その出頭を求める日時及び場所並びにその意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知する。 2. [省略]	(参考人) 第104条 [省略]	(参考人) 第84条 [省略]	
第12章 辞職及び資格の決定	第12章 辞職及び資格の決定	第4章 辞職及び資格の決定	第140条の2・3・4 新設によるもの
(資格決定の要求) 第140条の2 準用地方自治法第127条第1項の規定により議員の被選挙権の有無又は準用地方自治法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議員の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。	(資格決定の要求) 第107条 法第127条第1項の規定により議員の被選挙権の有無又は準用地方自治法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議員の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。	(資格決定の要求) 第148条 [省略]	資格決定については、本組合議会の議員も該当することから、新設するもの
【新設】 (資格決定の審査) 第140条の3 前条の要求については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができる。	(資格決定の審査) 第108条 前条の要求については、議会は、第38条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができる。	(資格決定の審査) 第149条 [省略]	
【新設】 (決定の通知) 第140条の4 前条の規定による決定に係る本人への通知に關し必要な事項は、議長が定める。	(決定の通知) 第109条 前条の規定による決定に係る本人への通知に關し必要な事項は、議長が定める。	(決定の通知) 第150条 [省略]	
(携帯品) 第142条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病氣その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長又は委員長にあらかじめ届け出たものについては議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。	(携帯品) 第111条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病氣その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長又は委員長にあらかじめ届け出たものについては議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。	(携帯品) 第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病氣その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては議長長の許可を得たときは、この限りでない。	*米子市議会会議規則改正に合わせる (近年、視覚障がいや聴覚障がい等の身体に障がいのある議員が当選する事例が増えており、議事参加のために必要な車椅子やつえ等の器具を議場等に持ち込むことは、不可欠と解されることから「許可」から「あらかじめ届け出たもの」と届出制に改正したもの)

鳥取県西部広域行政管理組合	米子市議会会議規則 (R6.4.1 改正)	標準市議会会議規則 (最終改正 R6.2.8)	備考 () は全国市議会議長会解説 *米子市議会会議規則改正に合わせる (近年の著作権問題の動向等を踏まえ、「新聞紙」という文言を削除するとともに、簡潔な表現とするため見出し、本文とも「資料等」としたものの。)
(資料等印刷物の配布許可) 第148条 議場又は委員会の会議室において、資料等資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長は委員長の許可を得なければならない。	(資料等印刷物の配布許可) 第116条の2 議場又は委員会の会議室において、資料等資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長は委員長の許可を得なければならない。	(資料等印刷物の配布許可) 第157条 議場又は委員会の会議室において、資料等資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。	
(代理弁明) 第151条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させることができる。	(代理弁明) 第119条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させることができる。	(代理弁明) 第161条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させることができる。	*米子市議会会議規則改正に合わせる (R4 検討結果報告において、①全国議長会には、代理弁明の規定があり、病高等で弁明をすることが可能な場合、代理による弁明の機会を設けることが、弁明の機会の確保や懲罰動議の審議の充実に資すること、②代理弁明の規定を設けたとしても、運営等に重大な支障が生じることにはならないと解されることとされたことから新設。また、「条ずれ」を回避するため校審としたもの。)
【新設】 (会議録の記載事項) 第156条 会議録に記載する記載し、又は記録する事項は、次に掲げるとおりとする。	【新設】 (会議録の記載事項) 第124条 会議録に記載する記載し、又は記録する事項は、次に掲げるとおりとする。	【新設】 (会議録の記載事項) 第85条 会議録に記載する記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。	*米子市議会会議規則改正に合わせる (「記載」は文書等に該当するため、「記録する」に改めるか、改めずに第167条の3規定により対応するかいずれかが考えられるが、全国議長会と同様に改めずに第167条の3の規定により対応することとし、「し、又は記録」を削除したもの。)
(1)～(15) 〔省略〕 2 〔省略〕 (会議録署名議員) 第157条 会議録に署名する議員(会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合には、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)は、2人とし、議長が会議において指名する。	(1)～(15) 〔省略〕 2 〔省略〕 (会議録署名議員) 第125条 会議録に署名する議員(会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合には、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)は、2人とし、議長が会議において指名する。	(1)～(15) 〔省略〕 2 〔省略〕 (会議録署名議員) 第88条 会議録に署名する議員(会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合には、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)は、〇人とし、議長が会議において指名する。	*米子市議会会議規則改正に合わせる (第85条第1項において、第167条の3(電磁的記録による作成等)に規定で対応することとしたことを踏まえ、規定の整理を行ったもの。)
(会議録の配布) 第158条 会議録は、議員及び関係者に配布(会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合には、電磁的記録による提供を含む。)する。	(会議録の配布) 第125条の2 会議録は、議員及び関係者に配布(会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合には、電磁的記録による提供を含む。)する。	(会議録の配布) 第86条 会議録は、議員及び関係者に配布(会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合には、電磁的記録による提供を含む。)する。 (参考)	*米子市議会会議規則改正に合わせる (会議録の議員及び関係者への配布について、地方自治法等の規定により文書等により行われることは求められていない。会議録を電磁的記録で作成している場合の配布については、①配布用は印刷して配布する、②第167条の3の規定により電磁的記録を提供する、③議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により電磁的記録を提供する内容の改正を本条で行うのいずれかの対応が可能。標準会議規則においては、全国議長会と同様に②第167条の3の規定により電磁的記録を提供することを前提としている。)

鳥取県西部広域行政管理組合	米子市議会会議規則 (R6.4.1 改正)	標準市議会会議規則 (最終改正 R6.2.8)	備考 () は全国市議会議長会解説
2 議会等が行う通知のうち、この規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定める方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が、当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。	2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該電子情報処理組織を受ける者が、当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。	2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該電子情報処理組織を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。	(法第138条の2第2項を参考 議会又は議長若しくは委員長が行う通知のうち、会議規則の規定により、文書等により行うことが規定されているものは、議長が定める電子情報処理組織(いわゆるオンライン)を使用する方法により行うことができることを定めているもの。ただし書きは、通知を受ける者がオンラインによることを希望しない場合や、コンピュータ等を所有していないためオンラインで通知を受けることができない場合、オンラインにより通知を行うことは適当でないことから、当該通知を受ける者がオンラインにより受ける旨の表示をする場合に限定することを定めるもの。 「配布」のような特定多数に対して行われる通知も、「ある一定の事実、処分又は意思を特定の相手方に知らせること」に当たると考えている。)
3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。	3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。	3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。	(法第138条の2第3項を参考 第1項及び第2項の規定によりオンラインで行われた通知については、当該通知に関する会議規則の規定による方法によるものとみなすことを定めるもの。 これにより、オンラインにより通知された文書についても会議規則の規定が適用されることになる。)

鳥取県西部広域行政管理組合	米子市議会会議規則 (R6.4.1 改正)	標準市議会会議規則 (最終改正 R6.2.8)	備考 () は全国市議会議長会解説
4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第19条、第124条第1項、第125条第1項及び第158条の規定による議員に対する通知にあつては、ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子方式、磁気的方式で作られる記録であつて、電子計算機が電子的方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。)による情報処理の用に供されるもの)をいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができ、議長が定める電子情報処理とともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に、当該者に到達したものとみなす。	4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第20条、第90条第1項、第91条第1項及び第125条の2の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子方式、磁気的方式で作られる記録であつて、電子計算機が電子的方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。)による情報処理の用に供されるもの)をいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができ、議長が定める電子情報処理とともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に、当該者に到達したものとみなす。	4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第20条(日程の作成及び配布)、第66条(答弁書の配布)、第86条(会議録の配布)、第125条(答弁書の配布)、第140条(請願文書表の作成及び配布)第1項及び第141条(請願の委員会付託)第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子方式、磁気的方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。)による情報処理の用に供されるもの)をいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができ、議長が定める電子情報処理とともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に、当該者に到達したものとみなす。	(法第138条の2第4項を参考) 第1項及び第2項の規定によりオンラインで行われた通知の到達時刻については、当該オンラインによる通知の到達時刻については、当該通知を受ける者のコンピュータ等に備えられたファイルに記録された時に到達したものとみなされるものとする。 到達したとみなす規定を置くことは、従来のデジタル手続法における「開示・開示」の通知は、当該通知が相手方が意思表示の内容を「知」こと、すなわち相手方が意思表示の内容を「知」し得る状態におかれれば足り、必ずしも相手方では無いと解される。オンライン手続の到達時刻については、オンライン申請等、オンライン手続等とともに社会通念上明白な共通の理解が成立しているといえるべきと考えられるため、法令において到達時刻の規定を整備することが必要であると考えられる」とされているが、会議規則においても同様と考える。 括弧書きについては、既にオンライン化されている手続において、議員に対する配布については、クラウド型サービス(Sidebooks, MoreNote等)を利用し、クラウド上にアップロードした時点から到達し、議員全員がダウンロードした時点で到達とみなす運用がされている(配布資料に「ダウンロードした時点で到達」とある)。配布したことにない恐れがあるため、会議規則上の手続においても、特定多数の議員に配布する場合は、サーバーにアップロードしたファイル(事務局にアップロードしておき、アクセス可能日時を特定する運用を想定)にする必要があるため規定するもの。 対象となる通知は、会議規則第20条(日程の作成及び配布)、第66条(答弁書の配布)、第86条(会議録の配布)、第125条(答弁書の作成及び配布)、第140条(請願文書表の作成及び配布)第1項及び第141条(請願の委員会付託)第1項、なお、文書等によることが求められていない手続については、本条の対象外であるが、オンライン化に当たっては到達時刻を検討する必要がある。(同第20条第1項の規定による議事日程の作成、同第20条第1項の規定による議事日程の作成等は、配布と同様の取扱いとなることとされる)。同第20条、第66条、第86条、第125条、第140条第1項、第141条第1項の規定による議員に対する通知の到達時刻は、①相手方の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時、②クラウド上にアップロード後、かつ、その旨を議員に通知した時のいずれか早い時となる。 なお、「電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。)による情報処理の用に供されるもの)をいう。次条において同じ。」と規定しており、電磁的記録に録音テープやビデオテープは含まない。」

鳥取県西部広域行政管理組合	米子市議会会議規則 (R6.4.1 改正)	標準市議会会議規則 (最終改正 R6.2.8)	備考 () は全国市議会議長会解説
5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち、当該通知に関するこの規則の規定において署名若しくは連署又は記名押印(以下この項において「署名等」という。)をすることが規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。	5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち、当該通知に関するこの規則の規定において署名若しくは連署又は記名押印(以下この項において「署名等」という。)をすることが規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。	5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。	(デジタル手続法第6条第4項を参考 通知のうち、会議規則の規定において署名、連署、記名押印することとが規定されているものを、第1項又は第2項の規定のより、オンラインで行う場合は、会議規則の規定にかかわらず、氏名や名称を命尾字する措置を議長が定めるものに代えることができることを定めるもの。)
6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は交付するに係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。	6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は交付するに係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。	6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は交付するに係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにつき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。	(デジタル手続法第6条を参考 オンラインによる通知をするものの、対面による本人確認、原本確認の必要があるなど、こうした取扱いをせざるを得ない正当な理由がある場合に限り、部分的なオンラインを認めることを定めるもの。通知のうちオンラインで行うことが困難又は著しく不適当と認められる場合の例として、本人に出頭を求めたりする必要がある場合について規定。その他の当該通知のうちオンラインにより行うことが困難又は著しく不適当と認められる場合として、資格決定の要求をする際に提出される証拠書類等の膨大な資料など電磁的記録にして通知することが利便性を損なう場合などが想定される。なお、具体的などのような部分をオンラインで行うかどうかについて、議長が定めるものとしている。)

鳥取県西部広域行政管理組合	米子市議会会議規則 (R6.4.1 改正)	標準市議会会議規則 (最終改正 R6.2.8)	備考 () は全国市議会議長会解説
【新設】 第164条 この規則の規定(第27条第1項(第119条において適用する場合を含む。))を除く。において議事録が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。	【新設】 第129条 この規則の規定(第28条(第85条において適用する場合を含む。))を除く。において議事録が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。	【新設】 第167条の3 この規則の規定(第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)第1項(第74条(選挙規定の適用))において適用される場合を含む。))を除く。において議事録が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。	・第163条 第164条新設によるもの 米子市議会議長会解説 ・文言の整理
2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。	2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。	2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。	(デジタル手続法第9条第2項を参考 第1項の規定により行われた電磁的記録による作成等についても、本来の文書等により行われたものとみなして会議規則の規定を適用することを定めるもの。)
【新設】 第165条第163条 この規則の適用に関する疑義は、議長がこれを決する。ただし、異議があるときは、会議に諮り決する。	【新設】 第130条第128条 この規則の適用に関する疑義は、議長がこれを決する。ただし、異議があるときは、会議に諮り決する。	【新設】 第168条 [省略] この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮つてはかたつて決する。	・第163条 第164条新設によるもの 米子市議会議長会解説 ・文言の整理
附 則 この規則は、令和7年4月1日から施行する。	附 則 この規則は、令和6年4月1日から施行する。		

委員会条例対照表

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例	米子市議会委員会条例 (改正 R6.4.1)	標準市議会委員会条例 (最終改正 R6.2.8)	備考 () は全国市議会議長会解説
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第292条の規定により設置する同法(以下「準用地方自治法」という。)第109条第9項の規定に基づき、鳥取県西部広域行政管理組合議会(以下単に「議会」という。)の委員会に關し必要な事項を定めるものとする。 (議会運営委員会の設置) 第3条 〔省略〕 2 議会運営委員会の委員(以下「議会運営委員」という。)の定数は、5人とする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第109条第9項の規定に基づき、米子市議会(以下単に「議会」という。)の委員会に關し必要な事項を定めるものとする。 (議会運営委員会の設置) 第3条 〔省略〕 2 議会運営委員会の委員の定数は、8人とする。	規定なし	地方自治法は、地方公共団体の規定であり、本組合は地方自治法第292条の規定により運用していることから「準用地方自治法」と定義するもの。
(議会運営委員会の設置) 第3条 〔省略〕 2 議会運営委員会の委員(以下「議会運営委員」という。)の定数は、5人とする。	(議会運営委員会の設置) 第3条 〔省略〕 2 議会運営委員会の委員の定数は、8人とする。	(議会運営委員会の設置) 第4条 〔省略〕 2 議会運営委員会の委員の定数は、〇人とする 3 〔省略〕	用語の整理 議会運営委員会の委員 →議会運営委員 特別委員会の委員 →特別委員 常任委員会の委員 →常任委員
(特別委員会の設置) 第4条 〔省略〕 2 特別委員会の委員(以下「特別委員」という。)の定数は、議会の議決により定める。	(特別委員会の設置) 第4条 〔省略〕 2 特別委員会の委員の議決により定める。	(特別委員会の設置等) 第4条 〔省略〕 2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。 3 〔省略〕	
(委員の選任) 第5条 議員は、少なくとも一の常任委員会の委員(以下「常任委員」という。)となるものとする。 2～6 〔省略〕	(委員の選任) 第5条 議員は、少なくとも一の常任委員会の委員(以下「常任委員」という。)となるものとする。 2～5 〔省略〕	(委員の選任) 第8条 〔省略〕 2～5 〔省略〕	
(秩序保持に関する措置) 第21条 委員会において準用地方自治法、会議規則(準用地方自治法第120条の規定により設けた会議規則をいう。第30条において同じ。)又はこの条例に違反し、その委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取消しさせることができる。 2・3 〔省略〕	(秩序保持に関する措置) 第21条 〔省略〕 2・3 〔省略〕	(秩序保持に関する措置) 第22条 〔省略〕 2・3 〔省略〕	地方自治法は、地方公共団体の規定であり、本組合は地方自治法第292条の規定により運用していることから「準用地方自治法」と定義するもの。
(公聴会開催の手続) 第22条 委員会が準用地方自治法第109条第5項において準用する地方自治法第115条の2第1項の公聴会(以下「公聴会」という。)を開こうとするときは、あらかじめ、議長の承認を受けなければならない。 2 〔省略〕	(公聴会開催の手続) 第22条 〔省略〕 2 〔省略〕	(公聴会開催の手続) 第23条 〔省略〕 2 〔省略〕	同上

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例	米子市議会委員会条例 (改正 R6.4.1)	標準市議会委員会条例 (最終改正 R6.2.8)	備考 () は全国市議会議長解説
(意見を述べようとする者の申出) 第 23 条 [省略] 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第 27 条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。 【新設】	(意見を述べようとする者の申出) 第 29 条 [省略] 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第 27 条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。 【新設】	(意見を述べようとする者の申出) 第 24 条 [省略] 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第 28 条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。 【新設】	米子市議会会議規則改正に合わせる (公職会に出席して意見を述べようとする者が、「文書」による申出をオンラインで行うことを可能とするもの) *「委員長が定める電子情報処理組織」を別途規程等で定める必要がある。
(代理人又は文書等による公述) 第 27 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法によりその意見を提示することはできない。ただし、委員会が特に許可をした場合は、この限りでない。	(代理人又は文書等による公述) 第 27 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法によりその意見を提示することはできない。ただし、委員会が特に許可をした場合は、この限りでない。	(代理人又は文書等による公述) 第 28 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法によりその意見を提示することはできない。ただし、委員会が特に許可をした場合は、この限りでない。	米子市議会会議規則改正に合わせる (代理人や文書による意見陳述は、公述人が公職会に赴くことができないことを想定しており、公述人のオンラインによる出席を認めたことにより、代理や文書による方法を認める必要性が低いことから、文書のほか電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することはできないこととするもの。 見出しについては、文書に限定せずオンラインによる方法を追加したため「文書等」としたものの)
(参考人) 第 28 条 委員会は、運用地方自治法第 109 条第 5 項において運用する地方自治法第 115 条の 2 第 2 項の参考人(以下「参考人」という。)の出頭を求めようとするときは、議長を経なければならぬ。 2.3 [省略]	(参考人) 第 28 条 [省略]	(参考人) 第 29 条 [省略]	地方自治法は、地方公共団体の規定であり、本組合は地方自治法第 292 条の規定により準用していることから「運用地方自治法」と定義するもの。
(記録) 第 29 条 [省略] 2 前項の記録は、議長が保管する電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名については、法第 123 条第 3 項の規定を準用する。 ※削除	(記録) 第 29 条 [省略] 2 前項の記録は、議長が保管する電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名については、法第 123 条第 3 項の規定を準用する。 ※削除	(記録) 第 30 条 [省略] 2 前項の記録は、議長が保管する電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名については、法第 123 条第 3 項の規定を準用する。 ※削除	米子市議会会議規則改正に合わせる (委員会の会議録については、本会議と異なり地方自治法に基づくものではなく、委員会条例に基づくものであることから、会議録を電磁的記録(オンライン)で作成できるようにしたものの。 また、委員会のオンラインでの作成における署名については、議長が定めるもの(今後電子署名の取扱いを設ける予定：全議)をもって代えることができることとする。 なお、委員会記録であるにも関わらず、「委員長」ではなく「議長」が定められたのは、記録の保管は議長が行うものであること、委員会ごとに異なることがないよう議会として統一した措置であることが望ましいこと等から議長に委任することとする。)
2.3 前項前 2 項の記録は、議長が保管する。	2.3 前項前 2 項の記録は、議長が保管する。	2.3 前項前 2 項の記録は、議長が保管する。	

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例	米子市議会委員会条例 (改正 R6.4.1)	標準市議会委員会条例 (最終改正 R6.2.8)	備考 () は全国市議会議長会解説
3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合においては、同項の規定による署名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。 【新設】	3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合においては、同項の規定による署名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。 【新設】	3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合においては、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。 【新設】	
附 則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。	附 則 この条例は、令和6年4月1日から施行する。		

